

経営管理権集積計画の告示

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和4年3月1日

恵那市長 小坂 喬峰

記

1. 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	字	林班	森林面積	森林所有者件数	筆数	経営管理権の始期	備考
1	明智東方地区	堂ヶ洞他	95.96	35.76ha	22件	75筆	2022年3月1日	整理番号 明95外1～ 明98外22
2	笠置河合地区	江口他	68	8.97ha	15件	49筆	2022年3月1日	整理番号 笠68-1～ 笠68-15
3	笠置姫栗地区	鶴ヶ根他	74	10.85ha	11件	21筆	2022年3月1日	整理番号 笠74-1～ 笠74-11
4	串原地区	岩倉外	47	25.51ha	24件	47筆	2022年3月1日	整理番号 串47-1～ 串47-24
4	串原地区	大竹外	49.50	22.44ha	19件	34筆	2022年3月1日	整理番号 串49.50-1 ～串49.50-20

2. 縦覧場所 恵那市役所林政課

3. 権利の設定

本告示により、対象森林の経営管理権が恵那市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。